

平成 27 年(行)第 4 号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外 109 名

被告 国

2016 年(平成 28 年)7 月 18 日

長崎地方裁判所御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高橋 謙一

原告ら第 1 準備書面の骨子

第 1 はじめに

原告らが第 1 準備書面で述べていることは、石木ダムの利水面において、本件事業の基礎となっている佐世保市の平成 24 年予測が徹頭徹尾でたらめであり、本件事業の必要性は全くないということです。

本書面ではそのことを、三つの面から明らかにしています。第一に、佐世保市が平成 24 年に作成した将来の水需要予測は、中身を検討するまでもなく、でたらめに決まっていること、第二に、中身を検討したら、やっぱり、でたらめであったこと、第三に保有水源についてもでたらめを述べていること、です。

第 2 平成 24 年予測は、中身を検討するまでもなく、でたらめであること

1 平成 24 年予測は、中身を検討するまでもなく、でたらめです。

何故そう言えるのでしょうか。

過去の予測と比較すると、そのことが一目瞭然だからです。

2 原告らは、昭和 50 年、平成 12 年、16 年、19 年、24 年と、佐世保市の過去 5 つの水需要予測を比較検討しました。その結果、佐世保市が、常に、石木ダムの容量から逆算して水需要予測を「作っている」こと、つまり「石木ダムを建設するには将来の佐世保市の水需要はこれだけなければならないから、これだけになるはず」としていることが明らかになりました。

先に結論があるわけですから、予測の各要素は適当です。ある時は人口が増えるとし、ある時は工業団地ができるとし、またある時はハウステンボスが…、自衛隊が…、SSK が…、とあの手この手で水需要を作り出してきました。

3 注目すべきは、過去のすべての予測において、その時予測した「将来」が現実に訪れたとき、どの項目をとっても、予測通り「増えた」ことはなかった、ということです。平成 24 年予測を含めてすべての予測、すべての項目で、そうなのです。

この一事をもって、過去の予測がただの数字合わせであったことは明らかです。したがって、平成 24 年予測もただの数字合わせであり、中身を検討するまでもなく、でたらめであることは明らかです。

4 原告らは、本書面において、過去の予測が数字合わせであることを裏付けるものとして、二つの「予想」をしています。一つは、平成 7 年頃の佐世保市の将来の水需要予測値、もう一つは、平成 24 年予測を除く過去の利用率です。この二つの数値について、原告らは資料を持ちません。しかし、過去の予測が数字合わせである以上、原告らが予想した通りの値になっているはずなのです。

第 3 平成 24 年予測は、中身を検討すると、やっぱりでたらめだったこと

1 このように、平成 24 年予測はただの数字合わせですから、その予測内容自体が正しいはずがありません。実際、検討してみたらでたらめのオンパレードです。

2 まず、一般市民の生活用水の原単位ですが、国あるいは佐世保市が言っているのは、要するに、「石木ダムを作って供給量が増えれば、市民もそれに応じて水を使う」ということです。この論理が誤っていることは本書面で指摘したとおりですが、それはさておいても、国のこの主

張は「生活用水の需要量が増えるので、石木ダムが必要である」という論理を放棄しており、自ら、石木ダムの積極的必要性がないことを自白しているのです。

- 3 業務・営業用水について、「観光者数との間の相関関係が見つかった」としています。しかし、それは、従来は「大口需要」としていたハウステンボスを、小口需要の中に入れ込んだ結果、そうなったにすぎません。確かに「発見」はしたのですが、それもそのはずで、そうなるように「仕込んだ」からです。こういう行為は、旧石器時代の遺跡を考古学研究家藤村新一が次々と「発見」した事件で有名なように、一般には、「ねつ造」と呼びます。
- 4 SSKの水需要予測については、俗にいうところの「突っ込みどころ満載」でどこから見てもでたらめです。本書面の中でSSKの水需要が4.88倍になるなど、「明日地球が滅亡する」という予言並みのたわ言であると指摘していますが、平成36年どころか100年たってもSSKの水需要が4.88倍になることはありません。これこそ100パーセント確実な「予測」です。

第4 保有水源についての嘘

- 1 以上に加え、国や佐世保市は、保有水源についてもでたらめを述べています。「不安定水源」の問題です。

国は、「慣行水利権が、法的に見ても、取水実績で見ても、不安定であり、佐世保市の水需要の基礎としてあてにすることはできない」と述べています。
- 2 しかし、法的に慣行水利権が「安定」であることは、講学上明らかです。

取水実績を見ても、これまで慣行水利権から継続的かつ安定的に取水されてきております。
- 3 そもそも、佐世保市が、慣行水利権を「不安定水源」に移行させ、佐世保市の保有水源から「抹殺」したのは、そうしないと石木ダムの建設の必要性が生じないからです。だから、おなじ慣行水利権でありながら、三本木は、四条橋よりも後になって、「不安定水源」に移行されています。
- 4 ですから、本件事業が中止になれば、慣行水利権は、現在事実としてそうですが、佐世保市の書類上もまた、「安定水源」に戻ります。「不安定水源」にする必要性がなくなるからです。佐世保市の保有水源に関する評価というのは、かくも恣意的なものです。

第5 最後に

以上述べましたように、佐世保市の水需要予測も、保有水源不足も、ともに、石木ダムを建設させるための方便として、佐世保市や長崎県ひいては国がねつ造してきたものにすぎず、利水面においても、石木ダム建設の必要性は全くありません。

昭和50年予測が、少なくとも結果的にでたらめであったことは、国・佐世保市といえども否定できないでしょう。あの当時、もしあの規模で石木ダムが建設されていたら、佐世保市民はいったいどれほど多くの負担を背負わされていたことか、そう思うとぞっとします。本書面で、「当時の地権者が反対してくれたからそうならなかったのであり、佐世保市民は足を向けて寝られない」と指摘しましたが、いかがでしょうか。

しかし、それは昭和50年予測に限りません。その後の予測もすべて過大な誤りであり、その当時に石木ダムができていれば、きっと今、無用な長物を抱えて途方に暮れていたはずで

そしてそれは平成24年予測でもまた然り、です。本件事業が実現すれば、人間としての尊厳が奪われる地権者が苦しめられるだけではなく、平成36年の「未来の佐世保市民」もまた苦しめられるのです。

文字通り、「未来の子供たちに負の遺産を残さない」ために、本件事業は廃止されなければなりません。

以上が、原告らの第1準備書面で主張したことの骨子です。

以上